

日南市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び日南市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、交付については、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日定め。以下「県実施要領」という。）、各法令、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円
- (2) 単身世帯 60万円

(交付要件)

第3条 移住支援金の交付対象となる者は、県要領第5の1(1)に定める要件を満たす者とする。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、日南市移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入してから3か月以上1年以内の間に、市長に提出するものとする。

- (1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し
- (2) 本市に転入する前住所地の住民票除票又は戸籍の附票の写し（2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のもの）
- (3) 就業証明書（別記様式第2号）又は起業支援金の交付決定通知書
- (4) 移住支援金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届済証明書及び個人事業等の納税通知書（東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者、または23区へ通勤していた法人経営者や個人事業主のみ）

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付が適当であると認めるときは、日南市移住支援金交付決定通知書（別記様式

第3号)により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者(以下「支援対象者」という。)に対して、交付決定日の翌日から起算して3か月以内又は年度末のいずれか早い期日までに移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 支援対象者が、紛失等の理由により日南市移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、日南市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに日南市移住支援金交付決定通知書(再交付)(別記様式第5号)を支援対象者に交付するものとする。

(変更等の報告)

第9条 支援対象者は、県要領第5の1(1)に定める要件に該当しなくなったとき又は県要領第5の1(2)に定める移住支援金の返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、日南市移住支援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき又は宮崎県知事から宮崎県移住支援事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、支援対象者に対し、宮崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査を、宮崎県と共同して行うものとする。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県要領第5の1(2)に定める移住支援金の返還要件に該当すると認めるときは、当該移住支援金の交付を受けた者に対し、移住支援金返還請求書(別記様式第7号)により、移住支援金の全額又は半額の返還請求をするものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市が宮崎県と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。